

重要事項説明書

(医療保険)

利用者に対する訪問看護サービスの提供開始に際し、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりとする。

1. 事業者

事業者名称	医療法人誠和会
主たる事務所の所在地	倉敷市中島 8 3 1
法人種別	医療法人
代表者名	小出 尚志

2. 事業所

事業所名称	倉敷記念訪問看護ステーション
所在地	岡山県倉敷市中島 7 7 0 - 1
開設年月日	平成 8 年 4 月 1 日
介護保険事業所番号	倉敷市 3 3 6 0 2 9 0 0 6 2 号
電話番号	0 8 6 - 4 6 5 - 0 1 2 1
サービス提供区域	倉敷市（児島、真備を除く）

3. 営業日、営業時間等

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	月～金曜日 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0 土曜日 8 : 3 0 ～ 1 2 : 2 0
休業日	日曜日・祝祭日・8 / 1 4 ～ 8 / 1 5 ・ 1 2 / 3 0 午後～ 1 / 3

4. 訪問看護の目的

- 1) 利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じた療養生活を営むことができるよう支援します。
- 2) 主治医の診療に基づいて、病状の急性増悪や終末期により、頻回な訪問看護が必要と認めたとき、特別訪問看護指示書により、2 週間医療保険で点滴や処置を行います。

5. 事業所の職員体制

職種	人員
管理者（看護師）	1 名
看護師	名（常勤 名 非常勤 名）
理学療法士等	名（常勤 名 非常勤 名）

6. サービス内容

- 1) 健康状態の観察、療養上の相談（介護相談、薬の管理、症状に対する対応）

- 2) 日常生活の看護（入浴、清拭、洗髪、食事、排泄の介助等）
- 3) 主治医の指示による医療処置（カテーテル、呼吸器、酸素、創の処理、点滴等）
- 4) ターミナル（終末期）ケア
- 5) リハビリテーション

＊訪問看護ステーションにおける理学療法士等の訪問について

訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問は、看護職員の代わりに行うリハビリテーションであり、看護業務の一環です。そのため、訪問看護サービス利用開始時やご利用者の状態変化に合わせ定期的に看護職員が訪問を行い、ご利用者の状態を適切に評価した上で、看護職員と理学療法士等が連携して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成します。

7. 個別サービス計画

- 1) 事業者は、主治医の診断に基づいて、利用者の病状・心身の状態・日常生活の状況、利用者及び家族の希望をふまえ訪問看護計画書を作成します。
- 2) 事業者は、次のいずれかに該当する場合、訪問看護計画書を変更します。
 - (1) 利用者の心身の状態や環境の変化等により、訪問看護の内容変更が必要となった場合
 - (2) 利用者及び家族等が訪問看護計画の変更を希望する場合
- 3) 事業者は訪問看護計画書の内容を利用者または家族へ説明し同意をいただきます。

8. サービス提供の記録

- 1) 事業者は、訪問看護サービスを提供する毎に、サービスの提供の状況、内容等について訪問看護記録書を作成します。
- 2) 事業者は、訪問看護サービス提供に関する記録を整理し、完結日から5年間保存します。
- 3) 事業者は、利用者及び家族が希望する場合、訪問看護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。

9. 利用料金

- 1) 利用料は、利用月の翌月15日頃に請求書を郵送しますので、口座振替でのお支払いをお願いします。また請求書郵送の際、前月分領収書も同封します。
- 2) 医療保険による利用料は以下の通りです。
 - (1) 訪問看護基本療養費（週3日目まで5,550円/日）
訪問看護基本療養費（週4日目以降6,550円/日）
 - (2) 訪問看護管理療養費（月の初日7,670円/日）
訪問看護管理療養費1（2日目以降3,000円/日）
- 3) 各種加算について
 - (1) 訪問看護情報提供療養費（1,500円/月）：居住地の市町村、保健所等に情報提供を行った場合
 - (2) 24時間対応体制加算（6,800円/月）：あらかじめ利用者または家族の同意を得たうえで、電話な

どによって看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制をとり、必要時緊急訪問を行う場合。

- (3) 緊急訪問看護加算 (月 14 日まで: 2, 650 円) : 利用者または家族の依頼に応じて主治医の指示により訪問を行った場合。

緊急訪問看護加算 (月 15 日目以降: 2, 000 円) : 算定要件は上記と同じだが、同月 15 日目以降に算定する場合。

- (4) 特別管理加算: 医療的な管理が必要な利用者に対し、計画的に管理が行われている場合。

①重症度の高い場合 (5, 000 円/月) : 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている方。気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している方。

②①以外の場合 (2, 500 円/月) : 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態の方。

- (5) 訪問看護医療DX情報活用加算 (50 円/月) : オンライン資格確認により利用者の診療情報等取得了したうえで、訪問看護の実施に関わる計画的な管理を行った場合。

- (6) 退院時共同指導加算 (8, 000 円/月) : 入院(入所)中に主治医等と共同して療養上の指導を行った場

合。

(7) 退院支援指導加算 (6, 000円/月) : 退院(退所)日に利用者や家族に在宅療養の指導を行った場合。

退院支援指導加算 (8, 400円/月) : 上記のうち1回または複数回訪問の時間が90分を超えた場合。

(8) 特別管理指導加算 (2, 000円/月) : (6)を算定する方で、特別管理加算を算定する場合。

(9) 複数名訪問看護加算 (4, 500円/回) : 必要があり看護師2名での訪問した場合(週1回まで)。

複数名訪問看護加算 (3, 000円/回) : 必要があり看護師2名での訪問した場合(週3回まで)。

(10) ターミナルケア療養費1 (25, 000円/月) : 在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)に対して、ターミナルケアを行った場合。

ターミナルケア療養費2 (10, 000円/月) : 上記のうち、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者で、介護保険における看取り介護加算等を算定した場合。

(11) 乳幼児加算 (1, 300円/回) : 6歳未満の利用者に訪問看護を行った場合。

乳幼児加算 (1, 800円/回) : 上記のうち、超重症児または準超重症児等厚生労働大臣が定める者に該当する場合。

(12) 訪問看護ベースアップ評価料 (780円/月) : 医療に従事する職員の賃金の改善を実施している場合。

(13) 長時間訪問看護加算 (5, 200円/回) : 1回の訪問時間が90分を超える場合(週1回まで)。

(14) 夜間・早朝訪問看護加算 (2, 100円/回) : 利用者または家族の求めに応じ、夜間(午後6～10時まで)・早朝(午前6～8時まで)に訪問看護を行った場合。

深夜訪問看護加算 (4, 200円/回) : 利用者または家族の求めに応じ深夜(午後10時～午前6時まで)に訪問看護を行った場合。

- (15) 難病等複数回訪問加算 (4, 500 円/回) : 1 日に 2 回訪問した場合。
 難病等複数回訪問加算 (8, 000 円/回) : 1 日に 3 回以上訪問した場合。

3) その他の利用料

(1) 交通費 (事業所から利用者宅まで)

片道 5 k m 未満	1 0 0 円/回
5 k m 以上 1 0 k m 未満	1 5 0 円/回
1 0 k m 以上	2 0 0 円/回

(2) 死後の処置料 10, 000 円 (税抜)

* 加算算定表 (算定開始及び変更時に記載)

加算項目	同意日	中止日	備考欄
24 時間対応体制加算			
ターミナルケア療養費			

10. 利用料の滞納

- 1) 利用者が正当な理由なく支払うべき利用料を 3 ヶ月以上滞納した場合、事業者が利用者に対して 2 週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払いがないときは、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで、利用者に対する訪問看護サービスの全部または一部の提供を一時停止します。
- 2) 前項の一時停止の意思表示をしたのち、2 週間経過しても全額の支払いがないとき、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、契約を解除します。

11. 利用者の解約権

利用者は 7 日以上予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

12. 事業者の解約権

- 1) 事業者は、利用者及び家族が故意に法令違反またはサービス提供を阻害する行為 (各種ハラスメント行為を含む) をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、サービス利用契約の目的を達することが困難となった場合、30 日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。ただし、事業者が訪問看護の業務を継続できない特別な事情が生じた場合には、予告期間をもたず契約を解除する場合があります。
- 2) 事業者は前項により契約を解除しようとする場合は、事前に主治医、公的機関等と協議し必要な援助を行います。

13. 契約の終了

以下のいずれかに該当する場合、この契約は終了します。

- 1) 上記 1 1 の規定により、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
- 2) 上記 1 0 及び 1 2 の規定により、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
- 3) 利用者が医療機関に入院した場合。
- 4) 利用者が死亡した場合。

1 4. 担当看護師・療法士

- 1) サービスを提供する担当看護師、理学療法士等は、利用者からの担当交代を希望する意思表示があれば、変更を拒む理由がない限り、担当を変更します。
- 2) 事業者は担当看護師の交代により、利用者及び家族に対し、訪問看護サービス利用上不利益が生じないように配慮します。
- 3) 事業者は担当看護師、理学療法士等が体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替職員を人選し、利用者・家族に連絡します。

1 5. 事故発生時の対応

- 1) 事業者は、訪問看護サービス提供時に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を講じ、利用者の家族への連絡を速やかに行います。
- 2) 事業者は、事故の内容により保険者の指定する行政機関に対し、速やかに報告をします。

1 6. 損害賠償

- 1) 事業者は、訪問看護サービスの提供時の事故により利用者又は家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者が故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 2) 前項の場合において、当該事故発生につき、事業者が重過失がない場合は、賠償額を減ずることができます。

1 7. 非常災害対策

- 1) 事業者は、災害発生時の状況により、できる限りの安全を確保したうえで、訪問を打ち切ることもあります。
- 2) 自然災害の発生に備え、避難方法や連絡方法を話し合っておいてください。
- 3) 災害時は、災害に起因する緊急対応はできません。
- 4) 事業者は、災害発生時、県内の訪問看護ステーションと協働し、できる限りサービス提供を継続できるよう努めます。

① 災害時のキーパーソン	(続柄)
② ①の連絡先	
③ 避難場所	

18. 秘密保持及び個人情報保護

- 1) 事業者は、訪問看護サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族の秘密・個人情報、利用者又は家族の生命・身体等に危険がある場合を除き、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- 2) 事業者は、病院・診療所・薬局及び居宅介護支援事業所等との会議による連携や照会において、利用者及び家族の個人情報を、必要に応じて提供します。

19. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権擁護や利用者への虐待等の防止について担当者を選任し、以下の措置を講じます。また、訪問看護サービス提供中に、事業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、市町村等に速やかに報告します。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催及び結果の周知。
- 2) 虐待防止のための指針の整備。
- 3) 虐待防止のための従業者に対する研修の実施（年1回以上、新規採用時）。

20. 身体的拘束等の適正化

事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、利用者又は家族等の生命・身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合は、利用者の心身の状態・時間及び身体的拘束を行う理由を訪問看護記録書に記録します。

21. 苦情対応

- 1) 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、利用者又は家族から苦情の申し立てがあった場合、迅速かつ誠実に対応を行い改善に努めます。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合、その指導や助言に従って必要な改善を行います。
- 2) 事業者は、利用者及び家族からの相談や苦情等に対応する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

◎相談・苦情等窓口

相談窓口	(事業所相談窓口)			
	■ 倉敷記念訪問看護ステーション			
	対応時間	平日	8：30～17：10	
		土曜	8：30～12：00	
	電話	086－465－0121		
	担当者	管理者	政光	歩美

22. その他

- 1) 訪問時はペット及び訪問者双方の安全を考慮し訪問看護サービス提供中のペットは別室又はケージ等での待機をお願いします。
- 2) 交通事情等により予定の訪問時刻より遅れる場合がありますのでご了承ください。

- 3) 訪問日・訪問時間・担当者については、諸事情により変更する場合があります。
- 4) 利用者及び家族からのお心遣いや訪問中の飲食等は、感染症対策の観点からのご遠慮いただいています。
- 5) 請求書・領収証等の再発行はできませんので、大切に保管をお願いします。

訪問看護申込書

____様（以下「利用者」という）と倉敷記念訪問看護ステーション（以下「事業者」という）は、事業者の管理者 政光 歩美 より重要事項の説明を受け、その内容に同意いたします。また、緊急・災害時においては、身体・生命保護のため、利用者の安否情報を事業者が行政や他訪問看護ステーション等に提供すること及び個人情報の取り扱いについて理解し同意いたします。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人（家族・後見人）

住所 _____

氏名 _____（続柄 _____）

事業者	所在地	〒710-0803 岡山県倉敷市中島770-1
	事業者名	医療法人誠和会
	事業所名	倉敷記念訪問看護ステーション
	代表者名	理事長 小出 尚志
	電話	086-465-0121
	管理者	政光 歩美